

## 大阪府監査委員告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年6月29日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	高橋	明男

### 指示事項に対する措置

（テクノ講座の費用積算について）

監査対象機関名	大阪府商工労働部（南大阪高等職業技術専門校）	
監査実施年月日	委員 平成23年11月11日	事務局 平成23年10月17日
	監査の結果	措置の状況
	<p>在職者に対する職業訓練として実施しているレディメイド型テクノ講座の受講経費は、実費徴収としてその費用積算を年度ごとに要した経費によることとしているため、同一の講座内容にもかかわらず受講する年度によって受講生の負担額の差異の発生する事例も見受けられる。各年度間の受講生の負担額の均衡を失することのないよう留意されたい。</p> <p>また、国からの公共訓練</p> <p>事業交付金の取扱いについては、レディメイド型テクノ講座にはその一部が充当されているもののオーダーメイド型テクノ講座については充当されていない。レディメイド型テクノ講座の実費徴収のあり方と併せて、オーダーメイド型テクノ講座の費用徴収のあり方についても併せて検討されたい。</p> <p>（なお、この指示事項は商工労働部雇用推進室に係る指示事</p>	<p>（措置した機関：商工労働部雇用推進室）</p> <p>監査委員からの指示事項を踏まえ、次のとおり改善及び検討を行った</p> <p>レディメイド型テクノ講座の受講経費については、教材消耗品費等の算定方法を統一するため、実施要綱を改正し、人材育成課から各高等職業技術専門校へ通知を行い、同一講座において、負担額の不均衡が発生することのないよう措置した。</p> <p>テクノ講座の費用徴収のあり方（職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金（以下、交付金）の充当の有無）については、レディメイド型テクノ講座は、中小企業が抱えている共通の課題を勘案し、それに対応した系別の講座カリキュラムや日程などを大阪府が独自に設定し、受講生を募集し実施しており、必要経費の約3割相当の交付金を充</p>

項ともする。)

当の上、受講料を決定している。

一方、オーダーメイド型テクノ講座については、事業主団体等からの要望（受講内容、日程、カリキュラムや予算など）を踏まえ、高等職業技術専門校の職業訓練指導員が企画調整の上、実施経費については、全て事業主団体等の負担としている。

上記のとおり、レディメイド型テクノ講座は府が講座内容や日程などを設定しているが、一方オーダーメイド型テクノ講座は事業主団体等からの要望に応じて、府が受託し、講座を実施していることから、事業主団体等が全額実費負担することが妥当であり、現状の費用徴取のあり方を引き続き行っていくこととした。